

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の全部改正について

(平成24年1月18日岩運免第21号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領については、行政処分者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（平成22年9月14日付け岩運免第295号。以下「旧要領」という。）により実施しているところであるが、別添のとおり全部改正し、平成24年1月20日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達による改正前の旧要領に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の3第3項の規定による免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、法第104条の3第1項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する書面（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書）をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、出頭命令をする際に交付する書面（府令別記様式第19の3の5及び府令別記様式第22の6の2）をいう。
- (3) 「保管証」とは、法第104条の3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する保管証（府令別記様式第19の3の6、府令別記様式第22の6の3及び府令別記様式第22の6の4）をいう。
- (4) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第4項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による通知のための書面（府令別記様式第19の3の7及び府令別記様式第22の6の5）をいう。

- (5) 「処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署、隊及び課をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 行政処分手配者登録名簿の整備等

(1) 名簿の作成

運転免許課において処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

- ・ 手配年月日
- ・ 住所・氏名・生年月日
- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数
- ・ 処分種別・処分日数
- ・ その他参考となる事項

(2) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時に運転免許課当直員に引き継ぐものとする。

4 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

(1) 措置要領の作成

運転免許課は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領（以下「措置要領」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

措置要領は、各都道府県警察における処分種別又は処分手配者の住所別による処分の執行場所等の実情を踏まえ、かつ、出頭命令通知書、保管免許証、処分書、行政処分書の写し等の到達に要する期間等を考慮して定めるものとする。

この場合において、認知警察官による出頭日時及び場所の指定が、発見の日から原則として20日以内の日となるように対応しておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

措置要領は、執務時間外においても協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時に運転免許課の当直員に引き継ぐものとする。

5 都道府県警察相互の連絡、協力

処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察、住所地県警察の各行政処分担当課が相互に緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 処分手配者を発見したときの事務処理要領

1 処分手配者発見時の認知警察官の措置等（別紙 1、2 参照）

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は照会センターから処分手配者である旨の回答を得たときは、

- ・ 手配年月日、手配県警察
- ・ 氏名、生年月日
- ・ 処分種別、処分日数

を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合には、免許証番号を併せて確認すること。

(2) 認知警察官の出頭命令及び免許証保管等

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令等の措置をとることとなるが、

- ・ 処分は既に執行されている
- ・ 処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等を抗弁を受けたときは、運転免許課行政処分係を介して手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、運転免許課当直員。以下同じ。）に照会し、

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置をとるものとする。

イ 住所地県警察の行政処分担当課との出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、出頭先となる住所地県警察の行政処分担当課と協議して、出頭日時及び場所を指定する。

ウ 現住所等の確認

発見されたときの処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なっている場合は、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認しておくものとする。

(3) 出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の作成要領等

ア 書類の作成要領

別紙 3 の記載要領によるものとする。

イ 書類の交付、送付区分等

書類の作成部数は、次によること。

- (ア) 別紙 4（府令別記様式第19の3の5（第30条の5関係））、別紙 5（府令別記様式第22の6の2（第37条の5の2関係））の出頭命令書、別紙 6（府令別記様式第19の3の6（第30条の7関係））、別紙 7（府令別記様式第22の6の3（第37条の5の2関係））、別紙 8（府令別記様式第22の6の4（第37条の5の2関係））の保管証は正副 3 通を作成し、正本を被処分手配者へ交付するとともに、副本 1 通を所属署等において保存し、副本 1 通を運転免許課に送付すること。

(1) 別紙9(府令別記様式第19の3の7(第30条の8関係))、別紙10(府令別記様式第22の6の5(第37条の5の2関係))の出頭命令通知書は、正副2通を作成し、正本を住所地県警察へ送付するとともに、副本を所属署等において保存すること。

ウ 出頭命令通知書の宛先

出頭命令通知書は、住所地を管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配した公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合にあっては、処分手配した公安委員会に対しても同じ内容の出頭命令通知書を送付することに注意すること。

(4) その他の留意事項

ア 保管証を交付する際の教示

保管証を交付する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書の交付のみを行い、免許証保管の措置を講じないものとする。

この場合において、出頭日時は、住所地県警察の行政処分担当課と協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管との関係

交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、告知票(書)の下部余白に処分手配者である旨を朱記するとともに、住所地県警察及び認知県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

2 認知警察官の事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した認知警察官は、交付日翌日までに、出頭命令通知書とその写し、保管免許証及び出頭命令書と保管証の写しを所属署等に提出する。

交通違反、事故等によって処分手配該当者の取扱いをしたが、出頭命令書の交付ができなかった場合は、別紙11の処分手配該当者発見報告書により運転免許課へ報告すること。

3 所属署等の措置

(1) 認知警察官から出頭命令通知書及び保管免許証等を受領した所属署等は、認知県警察の行政処分担当課に報告の上、必要な指示を受けて、

- ・ 住所地県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書及び保管免許証
- ・ 手配県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書(住所地県警察と手配県警察とが異なる場合)

を送付するとともに、送付状況を簿冊に記録しておくものとする。

- (2) 保管免許証の送付は、別紙12の保管免許証送付書を添付のうえ、書留郵便で送付し、送付先から受領書を徴して受領の有無を明らかにしておくこと。

4 運転免許課の措置

(1) 出頭日時及び場所の回答

認知警察官から処分手配者の出頭日時・場所について協議を受けた場合は、措置要領に基づき速やかに回答するものとする。

(2) 認知県警察、手配県警察、住所地県警察における運転免許課の事後措置

(別紙13参照)

処分手配の内容により、次により適切に対応するものとする。

ア 当県で認知した場合の運転免許課の事後措置

所属署等から報告を受けた運転免許課は、出頭命令通知書、保管免許証の送付等について指導するとともに、住所地県警察、手配県警察の行政処分担当課に連絡するものとする。

イ 当県で手配した場合の運転免許課の事後措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた場合で、住居地が他県の場合は速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し処分執行を依頼する。

ウ 当県が住所地である場合の運転免許課の事後措置

(ア) 更新期間が到来する処分手配者の措置

処分手配者が出頭した時点で、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続きが終了後に処分執行するものとする。

(イ) 交通違反による免許証保管を受けた処分手配者の措置

交通違反の事務手続きが終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置をとるものとする。

(ウ) 出頭日変更の要求があった場合の対応

処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、個人的事情等で指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を指導すること。

- ・ 指定した出頭日より早い場合は、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を勘案して、出頭日時を指定すること。
- ・ 出頭した指定日より遅い場合は、認めないこと。

更新期間の切迫している者については、保管証での更新手続きができないこと及び保管証の有効期限が切れると運転できない旨を教示すること。

(エ) 処分手配者出頭時の措置

処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分執行する。

保管証は処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、

- ・ 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する。
- ・ 取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなす

ものとする。

ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際免許証等を本人に返還しなければならないので留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを説明して、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を取ること。

(3) 具体的措置要領

ア 手配県警察と住所地県が本県の場合

(ア) 処分手配者の確認

運転免許課に備付けの名簿により、処分手配者の有無を確認すること。

(イ) 出頭日時

閉庁日（土、日曜日、祝日、年末年始）以外の日の執務時間内とすること。

ただし、認知日から出頭日までの期間は、保管免許証等の送付に要する期間を勘案し、保管証交付日から原則として20日以内の日となるように対応すること。

(ウ) 出頭場所

運転免許課又は処分手配者の現住所を管轄する警察署とすること。

イ 手配県警察が本県で、住所地県警察が他の都道府県である場合

(ア) 運転免許課に備付けている名簿により、処分手配の有無を確認すること。

(イ) 住所地県警察へ出頭日時、場所等の必要な事項を確認すること。この場合、保管免許証の送付に要する期間等を勘案すること。

(ウ) 住所地県警察へ処分書を送付し、処分執行を依頼すること。

ウ 手配県警察が他の都道府県で、住所地県警察が本県である場合

(ア) 手配県警察から処分手配の有無を確認すること。

(イ) 出頭日時、場所

前記第2の4の(3)、アの(イ)、(ウ)と同様の取扱いをすること。

ただし、手配県からの処分書送付期間を勘案すること。

(ウ) 手配県警察へ処分書の送付を依頼すること。

エ 手配県警察、住所地県警察ともに他の都道府県である場合

(ア) 手配県警察から処分手配の有無を確認すること。

(イ) 住所地県警察から出頭日時、場所等の必要な事項を確認すること。

(ウ) 認知警察官に対し、「出頭命令通知書を手配県警察、住所地県警察へ」、「保管免許証等を住所地県警察へ」それぞれ送付することを教示すること。

オ 認知県警察が他の都道府県で、手配県警察が本県の場合

(ア) 処分手配の確認

運転免許課に備付けている名簿により、処分手配の有無を確認すること。

(イ) 出頭日時、場所

- ・ 旅行等で短期間県外居住者の場合

前記第2の4の(3)、アの(イ)、(ウ)と同様の取扱いをすること。

- ・ 県外へ転居、出稼等で長期間県外居住者の場合
住所地県警察と出頭日時、場所等を協議し、指定された日時、場所とする
とともに、住所地県警察へ処分書を送付して処分執行を依頼すること。

(4) 関係書類の保管等

- ア 出頭命令書等送付された関係書類は、確実に保管すること。
- イ 取扱い状況を明らかにするため、別紙14の出頭命令書等交付状況簿を備付けること。

別紙省略